

業務再点検結果報告

| | |
|---------|---|
| 部署名 | 生産局生産流通振興課(園芸部門) |
| 部署の業務内容 | 野菜農業、果樹農業、花き産業に係る政策の企画、立案 野菜、果樹、花きの生産振興 野菜、果樹の需給調整、価格安定に係る制度運営等 野菜、果実の流通、加工の改善、消費の増進、輸出促進等 |

| 項目 | | 対応 | 点検結果の概要 |
|--------------------------|---|----|---|
| 総論 | 消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。 | ○ | 例えば、野菜の緊急需給調整の実施に関し、消費者、マスコミ等から産地廃棄の実施について、「もったいない」との批判があったことから、有識者を集めた協議会を開催し、その提言にもとづいて、対象野菜をできるだけ廃棄しない有効利用に努めており、消費者等からの意見に適切に対応したものとして一定の評価を受けている。 |
| | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。 | ○ | また、国民の関心が高まっている「植物工場」などへの政策対応状況について、HPによる情報提供の充実に努めるとともに、個別の生産者、事業者等からの電話照会や担当者への面会要望にも積極的に対応しているところ。 |
| 苦情、要請等への対応 | 国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。 | × | 食品表示110番、公益通報、消費者相談などすでに既存のシステムやマニュアル等によって適切に管理されているもの以外の「疑義情報」(外部からの電話、郵便、FAXなどの中で違法行為、不当行為、国民の安全を脅かす恐れのある行為に関する情報など、潜在的なリスクの発見の端緒となると見込まれる情報)については、本年3月に情報管理がシステム化され4月よりルール化されることになった。 産地での問題、要望があった場合には可能な限りの体制(国、団体、県等担当者)で「現場での意見交換」を実施する体制をとっている。 |
| | 苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。 | ○ | |
| | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。 | × | |
| | 対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。 | — | |
| 基本的な視点 政策の目的・効果に関する説明 | 国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。 | ○ | 例えば、野菜の緊急需給調整(市場隔離)については、消費者団体等関係者が参集した協議会において、所要の説明を行い、理解の醸成を図っており、また、出された意見については、できる限り反映するよう努めている。 政策の見直し等に当たっては、消費者団体を含む幅広い関係者を参集した検討会の開催、現地に出向いての生産者等との意見交換等により、国民の意見の反映に努めている。 また、関係者からの改善意見等については、可能な限り制度やその運用に反映するよう努めており、関係者から一定の評価を受けている。 なお、個々の政策、対策の性質に応じ、必要な説明、意見交換の機会を設け、かつ、その意見をできる限り反映するよう努めており、業務遂行が確保できている。 |
| | 政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。 | ○ | |
| | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。 | ○ | |
| | 政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。 | × | |
| | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。 | — | |
| | ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。 | ○ | |
| | 説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。 | × | |

| | | | | |
|---|---|--|---|---|
| 業の振興と消費者の利益 | 部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。 | ○ | <p>当課(園芸部門)については、園芸分野に係る各種団体に対し、所要の予算支出を行っている。また、園芸関係の所管公益法人に対し、指導、監督業務を行っている。</p> <p>当課においては、生産、流通、消費の各段階におけるきめ細かな政策対応により、生産者及び消費者・実需者との間の良好な関係の構築を目指し、日々業務を推進しており、より積極的に業の振興と消費者の利益を一致させるよう努めているところである。</p> <p>究極的には、業の振興と消費者の利益は一致すると考えるが、例えば、野菜の需給調整のための産地廃棄については、消費者に一時的な不利益を及ぼす可能性もあるため、消費者等に対す理解醸成に努めているところ。</p> | |
| | 業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。 | ○ | | |
| | 現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。 | ○ | | |
| 項 目 | | 対応 | 点 検 結 果 の 概 要 | |
| 食の安全業務についての点検 | 総論 | 部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。 | ○ | <p>農産物の生産・流通・加工・消費に関わる業務は、全て消費者に対し安全な食料を供給するためのものであり、食の安全に関わる業務に該当すると考えている。</p> <p>主要な品目についてGAPマニュアルを作成し、農薬・肥料の適正使用を推進している。</p> <p>問題が発見された場合には、直ちに消費・安全局と調整することとしている。</p> <p>野菜や果樹が安全に安定供給されるよう、関係業界等に対し、随時情報提供等を実施している。 GAPやトレーサビリティの導入を推進している。</p> |
| | 業務の見直し | BSE発生後業務の見直しを行ったか。 | ○ | |
| | | 見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。 | × | |
| | | 部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか(産業振興サイドに偏っていないといえるか)。 | ○ | |
| | | 部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか(問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか)。 | ○ | |
| | | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか(根拠のない判断をしていないか)。 | ○ | |
| | | フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。 | ○ | |
| | | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか(根拠のない判断をしていないか)。 | ○ | |
| | | 他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと気づく点があるか。 | × | |
| | | おかしと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。 | — | |
| 第三者(マスコミ、消費者、他省庁等)から、点検対象とした食の安全業務と他の部署(省内、省外を問わず)が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。 | × | | | |

| | | | |
|----------|---|---|--------------------------------------|
| 影響可能性の確認 | 食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。 | × | 食品の安全に関わるおそれのあるものには、全て事前対応するようにしている。 |
|----------|---|---|--------------------------------------|

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

| | ご意見の内容 | | ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況 |
|--------------------------|---|---|--|
| 農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映 | キャベツの廃棄処分がもったいない(東京都20歳代女性) | / | 野菜が豊作になりそうなどの広報及び消費拡大に向けた取組を行っていくこととした。 |
| | 野菜廃棄について、学校、保育園、老人ホーム等で配ったり出来ないか(千葉県50歳代女性)。 | | 過剰となった野菜の有効活用の促進を行っていくこととした。 |
| | 不景気で消費者は外食をやめたり食料の買い控えをしている。農林水産省は国産の食材を使った鍋物セットなど、手軽に家庭で食べられるものをもっとPRすべきだ。アルミの鍋に入った鍋物セットを安く販売できるような価格補填をしてはどうか。それができないなら、シールを集めたら、卓上ガスコンロが当たるというようなキャンペーンをして、どんどん鍋物が食べたくなるようにするとい。産地廃棄する野菜はレシピ付きで全国に配布すれば、また買いたくなって消費が増える。農林水産省がやっているということをもっとPRすべきだ。(県別不明:男性) | | 鍋料理の普及のため、「鍋ほか推進プロジェクト」を立ち上げ、野菜を始め魚、肉等国産食材のPRを関係企業・団体等と連携し運動を行っている。この一環として鍋料理のレシピも作成して全国のスーパー・小売店などでの配布を行い、また、農水省HP内に専用のHPを作成して普及に努めている。 |